平成２８年（フ）第１２３号
香川県高松市屋島西町2283番地11　レオパレスニュー屋島204号
債務者　美濃　英樹
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３号
長崎県大村市原口町999番地１
債務者　小林　真弓
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
長崎県大村市諏訪２丁目92番地　アーバンコート諏訪105、旧住所長崎県大村市池田２丁目601番地１　ディアコート池田Ｂ101
債務者　石井香那恵
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
長崎県大村市古賀島町111番地82　ビッグヒルズＡ102号、旧住所長崎県大村市久原１丁目208番地２　田中貸家
債務者　竹山　律子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
長崎県長崎市川上町17番８号　小川コーポ202、旧住所長崎県大村市西本町478番地８　グリーンヒルＫ１―202号室
債務者　山崎　仁美
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
長崎県五島市松山町570番地13、住民票上の前住所長崎県五島市野々切町1535番地
債務者　鴨川　　昇
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第５７号
北海道苫小牧市字糸井110番地の１
債務者　眞鍋　春夫
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４号
岩手県釜石市中妻町２丁目４番31号
債務者　小豆嶋勝久
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第２２０号
宮城県岩沼市末広２丁目４番26号
債務者　村岡　　翼
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
仙台市青葉区川平２丁目22番14号　グリーンフィールズⅡ―101、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘６丁目９番２号　ニューチェリーハイツ203
債務者　相澤　　豊
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
茨城県水戸市若宮１丁目７番27棟506号　県営若宮アパート
債務者　介川　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９１号
茨城県水戸市藤が原２丁目１番地の１　県営藤が原アパート５棟401号
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２９号
茨城県ひたちなか市大字堀口611番地の１　清水コーポ６号
債務者　井坂　佳友
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７０号
茨城県石岡市東光台４丁目14番２号
債務者　安田みや子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
千葉県袖ケ浦市野里1447番地118
債務者　中山　哲夫
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３１号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6265番地
債務者　新井　順子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３３号
長野県上田市五加875番地　市住Ｕ３―312号
債務者　伊藤　恵理
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所上田支部